

大口町スズメバチ類の駆除に関する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチ類の被害を最小限に防ぐため、スズメバチ類の営巣の駆除を行う者に対し交付する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ類」とは、スズメバチ科のスズメバチ亜科に属するスズメバチ属、クロスズメバチ属、ホオナガスズメバチ属をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、町内に土地若しくは家屋を所有している個人又は町内に住所を有している個人のうち、町の職員によるスズメバチ類の営巣の現場の確認を受けた後に、スズメバチ類の営巣を駆除することを業としている者（以下「専門業者」という。）に依頼して、町内に営巣しているスズメバチ類を有償で駆除した者とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、スズメバチ類の営巣を駆除することに要した経費の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大口町スズメバチ類駆除補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 専門業者の発行した領収書の写し
- (2) スズメバチ類の営巣を駆除した場所を示す案内図
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補

助金の交付の可否を大口町スズメバチ類駆除補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により、当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の通知を受けた者は、速やかに大口町スズメバチ類駆除補助金交付請求書により補助金の交付を町長に請求するものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者がいるときは、町長は補助金の交付決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、スズメバチ類駆除補助金について必要な事項は町長が定める。

附 則（平成17年3月30日 大口町告示第21号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第50号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

大口町スズメバチ類駆除補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所

氏名

電話

大口町スズメバチ類駆除補助金交付要綱第5条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

1 スズメバチ類の営巣の駆除を行った場所

大口町 _____

2 申請金額

駆除に要した費用 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円

申請金額 _____ 円

（100円未満切捨て。限度額5,000円）

3 スズメバチ類の営巣駆除を行った日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 駆除を行なった専門業者

業者名 _____

所在地 _____

5 添付書類 (1) 専門業者の発行した領収書の写し

(2) スズメバチ類の営巣を駆除した場所を示す案内図

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町スズメバチ類駆除補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありましたスズメバチ類駆除に関する補助金について、大口町スズメバチ類の駆除に関する補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定します。

記

- 1 補助金交付の可否 交付 ・ 不交付
- 2 補助金交付金額 _____ 円
- 3 不交付の理由

様式第3（第7条関係）

大口町スズメバチ類駆除補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所

氏名

大口町スズメバチ類駆除補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義人（ふりがな）

- 注意 1 出張所口座の場合、必ず出張所名も合わせてご記入下さい。
2 口座名義人のふりがなを必ずご記入下さい。